

防府市では、
「高齢者等ふれあい戸別収集」を実施しています。

「防府市高齢者等ふれあい戸別収集制度」は、家庭ごみを集積場所まで出すことが困難な高齢者や障害者等を対象として、市がごみの戸別収集を行う制度です。
また、収集時にごみが出されていない場合などには、併せて安否確認を行います。

1 対象となる世帯について

この制度を利用できるのは、原則として、次の①、②の条件をいずれも満たす世帯となります。

- ① 自ら家庭ごみを集積場所まで出すことが困難で、身近な人等の協力が得られない世帯
- ② すべての世帯員が以下のいずれかに該当する世帯
 - ・ 介護保険の要支援又は要介護認定を受けている人
 - ・ 身体障害者手帳1級又は2級の人
 - ・ 療育手帳Aの人
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の人
 - ・ 障害者総合支援法の対象となる難病の人



※ 親族、近隣住民、ホームヘルパーやボランティア等の協力により、ごみ出しが可能な場合は、対象となりません。

※ 上記②の条件を満たさない場合でも、②と同等以上の状態であると認められる場合には利用が可能な場合がありますので、事前にご相談ください。

2 ごみの収集について

この制度で収集するごみは、下記のとおりです。

収集するごみ	収集回数	収集場所
燃やせるごみ（可燃ごみ） プラスチック製容器包装	原則として週1回	玄関先等の 指定された場所
資源ごみ・危険ごみ 燃やせないごみ（不燃ごみ）	原則として月1回	

※ ごみを排出するため、ポリバケツ等の準備が必要となります。

※ 粗大ごみは、この制度では収集しません。粗大ごみの収集は、一時多量ごみ収集制度（有料・要予約）をご利用ください。

※ アパートやマンション等の共同住宅にお住まいの場合は、ごみの排出場所として通路等の共用部分を使用することにつき、管理人等の承諾が必要となります。

3 利用料

無料です。

4 申請手続きについて

① 利用申請書（第1号様式）の提出

申請窓口 高齢者 ⇒ 高齢福祉課（市役所本館2階 ①番窓口）
障害者、難病の人 ⇒ 障害福祉課（市役所本館2階 ②番窓口）

- ・ 申請書は高齢福祉課、障害福祉課の各窓口にて配布しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。
- ・ 申請に当たっては、事前に、担当のケアマネジャー、相談支援専門員等に相談してください（担当のケアマネジャー等がない方は、申請窓口の各課に相談してください）。
- ・ 申請者が申請書を窓口に出すことができない場合は、申請者の親族、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員又は相談支援専門員に限り、代理で提出することができます。

② 審査・現地調査

- ・ 申請者や世帯の状況等について、聞き取りや書類による審査を行います。
- ・ 申請者宅を訪問し、ごみ出しの状況や種類等について、本人、親族、ケアマネジャー、相談支援専門員等と打合せを行います。

③ 利用承認通知書（第2号様式）の交付

- ・ 利用承認通知書と収集カレンダー等をお渡しします。
 - ・ ごみの排出容器（ポリバケツ）等の確認を行います。
- ※ 不承認の場合は、利用不承認通知書（第3号様式）を送付します。

④ ふれあい戸別収集の開始

- ・ 収集カレンダーに基づいて、家庭ごみの戸別収集を行います。
- ・ 収集時にごみが出されていない場合などには、声かけ等による安否確認を行います。

5 その他

- ・ ごみを出さない場合は、必ず事前にクリーンセンターへ連絡してください。
- ・ 申請内容に変更があった場合（要介護の変更、世帯の状況等）や、長期の入退院等により収集の停止・再開等の必要がある場合は、変更届（第4号様式）を提出してください。

【お問合せ】

利用基準や申請に関すること

高齢福祉課（TEL25-2973 FAX27-0098）

障害福祉課（TEL25-2387 FAX25-2539）

収集や制度全般に関すること

クリーンセンター（TEL22-4742 FAX24-4389）